

## 第四次六ヶ所村行政改革実施計画

### 1 趣 旨

第四次六ヶ所村行政改革大綱（平成23年4月21日策定）に基づき、同大綱を計画的かつ着実に推進するため、計画期間における具体的な行政改革の取組を定めるものです。

### 2 計画期間

平成22年度から平成26年度までとします。

### 3 実施計画の見直し

前年度の取組を検証し、毎年度計画を見直します。

### 4 推進状況の報告及び公表

推進状況を検証するとともに、村民の意見を反映させ、より実効性のあるものとするため、六ヶ所村行政改革推進委員会に定期的に報告します。また、推進状況についてホームページ等を通じて住民等に公表します。

### 5 全職員の参画による取組

行政改革実現に向け、全職員が自主的かつ積極的に取り組むものとし、本計画の内容を庁内ランに掲載します。

### 6 取組区分の定義

各年度における取組区分の用語の定義は次のとおりとします。

- [検討] 行政改革推進本部等において調査審議すること
- [試行] 決定した事項を試験的に実施すること
- [策定] 計画、規程等を新たに定めること
- [導入] 制度、仕組み等を新たに取り入れること
- [実施] 決定した事項を実施すること
- [推進] 前年度以前に策定、導入、実施した取組を継続すること
- [廃止] 制度、仕組み等を取りやめること

### 7 取組事項等

取組事項、取組内容及び取組区分は次のとおりとします。